

項目		測定方法	報告下限値	
要 監 視 項 目	人の健康の保護関連	クロロホルム	J I S K 0 1 2 5 5	0.0006 mg/L
		トランス-1,2-ジクロロエチレン	同	0.002 mg/L
		1,2-ジクロロプロパン	同	0.006 mg/L
		p-ジクロロベンゼン	同	0.02 mg/L
		イソキサチオン		0.0008 mg/L
		ダイアジノン		0.0005 mg/L
		フェニトロチオン		0.0003 mg/L
		イソプロチオラン		0.004 mg/L
		オキシシン銅		0.004 mg/L
		クロロタロニル	平成5年水質規制課長通知 ²⁾ 別表に掲げる方法	0.005 mg/L
		プロピザミド		0.0008 mg/L
		E P N		0.0006 mg/L
		ジクロロボス		0.0008 mg/L
		フェノブカルブ		0.003 mg/L
		イプロベンホス		0.0008 mg/L
		クロルニトロフェン		0.0001 mg/L
		トルエン	J I S K 0 1 2 5 5	0.06 mg/L
		キシレン	同	0.04 mg/L
		7-フルオロフェニルヒキシル	平成5年水質規制課長通知 ²⁾ 別表に掲げる方法	0.006 mg/L
		目	水生関連生物	ニッケル
モリブデン	J I S K 0 1 0 2 6 8. 2、 または平成5年水質規制課長通知 ²⁾ 別表に掲げる方法			0.007 mg/L
アンチモン	J I S K 0 1 0 2 6 2. 2			0.002 mg/L
塩化ビニルモノマー	平成16年水環境部長通知 ³⁾ 別表に掲げる方法			0.0002 mg/L
エピクロロヒドリン	同			0.00004 mg/L
全マンガン	J I S K 0 1 0 2 5 6			0.02 mg/L
ウラン	平成16年水環境部長通知 ³⁾ 別表に掲げる方法			0.0002 mg/L
クロロホルム	J I S K 0 1 2 5 5			0.0006 mg/L
フェノール	平成15年水環境部長通知 ⁴⁾ 別表に掲げる方法	0.001 mg/L		
	ホルムアルデヒド	同	0.1 mg/L	
そ の 他 項 目	アンモニウム態窒素	上水試験法 VI-2 10. 4	0.01 mg/L	
	有機態窒素	(T-N) - (NH ₄ -N+NO ₂ -N+NO ₃ -N)	0.01 mg/L	
	りん酸態りん	J I S K 0 1 0 2 4 6	0.003 mg/L	
	珪酸	J I S K 0 1 0 1 4 4. 1. 2	0.1 mg/L	
	クロロフィル	上水試験方法 VI-4 27. 2	0.1 μg/L	
	フェオ色素	同	0.1 μg/L	
	塩化物イオン	J I S K 0 1 0 1 3 2. 1	0.1 mg/L	
	陰イオン界面活性剤	J I S K 0 1 0 2 3 0. 1. 1	0.02 mg/L	
	糞便性大腸菌群数	上水試験法 VIII 2. 3. 2	2 個/100mL	
	D-COD	J I S K 0 1 0 2 1 7	0.5 mg/L	
	D-TOC	J I S K 0 8 0 5 または J I S K 0 1 0 2 2 2. 1	0.1 mg/L	
	P-TOC	CHNコーダー法または (TOC)-(D-TOC)	0.01 mg/L	
	TOC	(D-TOC) + (P-TOC)、または J I S K 0 1 0 2 2 2. 1	0.1 mg/L	
	下層DO	J I S K 0 1 0 2 3 2、または光学式DO計による測定	0.5 mg/L	
	大腸菌数	平成23年水環境課長通知 ⁵⁾ に掲げる方法	1 MPN/100mL	
溶性珪酸	J I S K 0 1 0 1 4 4. 1. 2	0.1 mg/L		
鉄	J I S K 0 1 0 2 5 7	0.05 mg/L		
溶存態鉄	J I S K 0 1 0 2 5 7	0.05 mg/L		
溶存態マンガン	J I S K 0 1 0 2 5 6	0.02 mg/L		
底 質	強熱減量	底質調査方法 (昭和63年9月8日付環水規第127号)	—	
	COD	同	—	
	全窒素	CHNコーダー法	—	
	全りん	底質調査方法 (昭和63年9月8日付環水規第127号)	—	
	硫化物	同	—	

表6 水深別水質測定計画総括表（琵琶湖）

水域名	水深 (m)	気温	水温	透明度	水深	pH	DO	BOD	COD	SS	全窒素	全りん	NO ₃ -N	NO ₂ -N	NH ₄ -N	PO ₄ -P	TOC	塩化物イオン	クロロフィル	フェオ色素	溶性珪酸	鉄	溶存態鉄	全マンガン	溶存態マンガン	測定実施機関		
																											24	24
琵琶湖 今津沖中央 (水深約90m)	0.5	24	24	24	24	24	24	12	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	滋賀県	
	5		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24							
	10		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24							
	15		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24							
	20		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12		
	30		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24						
	40		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12		
	60		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12		
	80		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12		
底から1m		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12			
琵琶湖 安曇川沖中央 (水深約60m)	0.5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					国土交通省 水資源機構	
	2.5		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
	5		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
	7.5		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
	10		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
	15		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
	20		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
	35		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
	50		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
底から5m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
底から2.5m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
底から1.5m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
琵琶湖 南比良沖中央 (水深約60m)	0.5	24	24	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					滋賀県		
	5		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
	10		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
	15		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
	20		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
	30		24				24																					
	40		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
	底から1m		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
琵琶湖 大宮川沖中央 (水深約4m)	0.5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					国土交通省 水資源機構		
	2.5		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
	底から1m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
	底から0.5m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12							
琵琶湖 唐崎沖中央 (水深約4m)	0.5	24	24	24	24	24	24	12	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					滋賀県		
	底から0.5m		24				24																					

注) 各測定点の水深0.5mの測定回数は、表4に記載されているものを含む。

表7 生活環境の保全に関する水質環境基準

(1) 湖沼

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下	昭和46年12月28 日環境庁告示第 59号の第1の2の (2)により水域 類型ごとに指定 する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	-	
備考							
1. 基準値は日間平均値とする。 2. 農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 3. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3種（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
備考				
1. 基準値は年間平均値とする。				
2. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。				

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。			

(2) 河川

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下	昭和46年12月28 日環境庁告示第 59号の第1の2の (2)により水域 類型ごとに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	-	
備考							
1. 基準値は日間平均値とする。							
2. 農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。							

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。			